

第二十二回国会
衆議院

商工委員會議録第三十四号

昭和三十年七月一日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事長谷川四郎君

理事内田 常雄君

理事永井勝次郎君

大倉 三郎君

菅野和太郎君

鈴木周次郎君

淵上房太郎君

加藤 精三君

神田 博君

南 好雄君

片島 港君

多賀谷眞穂君

八木 昇君

田中 利勝君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

公正取引委

員委員長

經濟審議

政務次官

總理府事務官(經濟

審議官調整部長)

通商産業政務次官

通商産業事務官

(大臣官房長)

通商産業事務官

(大臣官房長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

委員外の出席者

總理府事務官

(公正取引委員

會事務局長官

房總務課長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

務局長)

總理府事務官(公

正取引委員會事

石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣提出第一三三号)

○田中委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りをいたします。木材利用の合理化に関する小委員長中崎敏君より、来たる四日小委員会において、木材利用の合理化に關し、参考人鋼材俱樂部副理事長清水芳夫君より意見を聴取いたしました旨の申し出があり、小委員長の申し出の通り参考人の出頭を求めることに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○田中委員長 次に昨六月三十日本委員会に付託になりました繊維製品品質表示法案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)の審査を本委員会に付託された。

本日會議に付した案件

小委員会における参考人招致の件

過度經濟力集中排除法等を廃止する法律案(内閣提出第四二二号)(參議院送付)

繊維製品品質表示法案(内閣提出第一三七号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

提出、承認第四号)

は、別表に掲げる繊維製品をい

う。

2 この法律で「製造業者」とは、繊維製品の製造又は加工の事業を行う者をいい、「販売業者」とは、繊維製品の販売の事業を行う者をいう。

(正しい表示の義務)

第三条 製造業者若しくは販売業者又は製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者は、繊維製品の品質を示す文字であつて政令で定めるもの(以下「指定文字」という)を用いて指定文字ごとに政令で定める品質のものでない繊維製品にその品質を表示し、又はその表示と紛らわしい表示をしてはならない。

2 製造業者若しくは販売業者又は製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者は、その表示にその者の氏名又は名称を附記しなければ、指定文字を用いて繊維製品にその品質を表示し、又はその表示と紛らわしい表示をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(表示の強制)

第四条 製造業者又は販売業者は、次の繊維製品のうち政令で定めるものについては、通商産業省令で定めるところにより指定文字を用いてその品質を表示したもの(その品質のうち政令で定めるものについては、通商産業大臣がその通商産業省令で定めるところにより指定文字を用いて表示したもの)でなければ、販売し、又は販売のために陳列してはならない。

一 生活必需品たる繊維製品であつて、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるもの

二 前号の繊維製品の原料又は材料たる繊維製品であつて、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、これを原料又は材料として製造し又は加工する同号の繊維製品の品質の正しい表示の実施を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるもの

2 前項の規定は、次の場合には、適用しない。

一 繊維製品を輸出するとき。

二 その繊維製品が故又はくずであるとき。

三 その繊維製品が通商産業省令で定める種類のものであつて、通商産業省令で定める量以下のものであるとき。

四 前各号のほか、通商産業省令で定める場合

第一項の規定の適用に關して必

要とする。

第一類 第九号

商工委員會會議録第三十四号

昭和三十年七月一日

第一類 第九号

商工委員會會議録第三十四号

昭和三十年七月一日

第一類 第九号

商工委員會會議録第三十四号

昭和三十年七月一日

第一類 第九号

商工委員會會議録第三十四号

昭和三十年七月一日

第一類 第九号

商工委員會會議録第三十四号

昭和三十年七月一日

第一類 第九号

商工委員會會議録第三十四号

昭和三十年七月一日

第一類 第九号

商工委員會會議録第三十四号

昭和三十年七月一日

第一類 第九号

要な経過措置は、政令で定める。

第五條 前条第一項の規定の適用については、通商産業大臣の認可を受けた者が同項の通商産業省令で定めるところにより同項の政令で定める品質についてした表示は、同項の規定により通商産業大臣がしたものとなす。

2 通商産業大臣は、前項の認可を申請した者が、前条第一項の政令で定める繊維製品が同項の政令で定める品質のものであるかどうかを識別する能力があり、かつ、前項に規定する表示が公正に行われると認めるときは、その者が次の各号の一に該当する場合を除き、同項の認可をしなければならぬ。

一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 次項の規定により認可を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3 通商産業大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

4 第一項の認可を受けた者は、前条第一項の政令で定める繊維製品が同項の政令で定める品質のものであるかどうかを識別するには、

通商産業省令で定める方法によらなければならない。

(繊維製品品質表示審議会)

第六條 繊維製品の品質の表示に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、繊維製品品質表示審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員三十人以内で組織する。

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第七條 通商産業大臣は、第三条第一項若しくは第四条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は同項若しくは第五条第四項の通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(手数料)

第八條 通商産業大臣に第四条第一項の規定による表示をすることを求めようとする者は、同項の政令で定める繊維製品の価格の千分の五をこえない範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 第五条第一項の認可を申請する者は、一万円をこえない範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(報告及び立入検査)

第九條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政

令で定めるところにより、製造業者若しくは販売業者若しくは製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、繊維製品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(訴願)

第十條 この法律の規定による行政庁の処分に対して不服のある者は、通商産業大臣に訴願をすることが出来る。

(権限の委任)

第十一條 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は地方公共団体の長に行わせることができる。

(罰則)

第十二條 第三条第一項又は第四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十三條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項又は第五条第四項の規定に違反した者

二 第九条第一項の規定による報

告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(罰則規定)

第十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第六條、第七條及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項の表中

高圧ガス作業主任者
高圧ガス試験その他高圧ガス保安に関する調査審議すること。

高圧ガス作業主任者
高圧ガス試験その他高圧ガス保安に関する調査審議すること。

高圧ガス作業主任者
高圧ガス試験その他高圧ガス保安に関する調査審議すること。

花、落綿、綿反毛、羊毛その他の毛、毛反毛及び政令で定める化学繊維以外の繊維であるものを除く。

二 前号に掲げる糸を使用して製造した織物及びメリヤス生地であつて、政令で定めるもの

三 第一号に掲げる糸を使用し製造したメリヤス製品及び前号の政令で定める織物又はメリヤス生地を使用して製造し又は加工した繊維製品であつて、次に掲げるもの(政令で定めるものを除く。)

イ 上衣

ロ スボン

ハ スカート

ニ ドレス及びホームドレス

ホ セーター、カーディガン及びジャケット

四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める繊維製品

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十二條第一項の規定に基づき静岡清水市に新たに工業品検査所清水出張所を設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定により国会の承認を求めらるる件

○石橋國務大臣 たいだいま本委員会に上提されました繊維製品品質表示法案につきまして、まずその提出理由を御説明申し上げます。

化学繊維の増産により、繊維全体の中においてその比重が増加いたして参りましたこと、新しい合成繊維などが続々として生まれて参りましたこと等は、最近の世界繊維事情の著しい特徴をなしております。わが国におきましても、特に天然繊維に恵まれない事情もありまして、最近的世界的なこの傾向と軌を一にして、化学繊維の増産は著しいものがあります。このような実情のもとにあつて、繊維の種類が増加いたしますとともに、各種の繊維の混紡あるいは交織製品が生まれ、繊維製品の種類は複雑となりまして、その識別がはなはだ困難になつてきております。各種の繊維は、それぞれの特色を持つておりまして、そのすぐれた特質

を生かすことは繊維製品の消費者にとつて最も大切なことであります。このためには消費者が容易に繊維製品の内容を知り得ることが必要であります。しかるに以上のように繊維製品の識別が困難な実情にありまして、繊維製品の内容を適当な方法によつて表示することが消費者の利益を保護するためには最も大切なことであるとして、これが一般の強い要望になつて参つております。政府は、この要請に対して、数年来消費者保護の見地から所要の法的措置を講ずべく検討を加えて参りましたが、ここにその成果を得ましたので、法案として上程いたしますことになつたのでございます。

本法案は、全文十四條から成り立っておりますが、その中に規定いたしております骨子は次の通りであります。まず第一に、重要な繊維製品についてその品質を示す名前とその名前の示す繊維製品の内容とを明らかにしております。

第二に、繊維製品の製造業者、販売業者等が、きめられた名前を使用して繊維製品を表わす場合には、必ずきめられた内容のものでなければならぬことにいたしまして、正しくない表示をするのを禁止しております。

第三に、繊維製品の表示につきましては、もとより業界の自発的措置によつて適正な表示が勵行されることを期待いたしておりますが、業界の自主的な措置のみによつては、あるいは表示が勵行されないとか、あるいは正しくない表示が横行すること等が起りまして、表示の秩序が混乱して、消費者に不測の損害を与えるというやうなことが起る場合には、生活必需品である

繊維製品について、表示を強制し、あるいは表示者を限定する等の措置を講ずることとしております。

さらに、本法の適用いかんは製造業者、販売業者、消費者等々に影響するところが少なくありませんので、運用の慎重を期するために、繊維製品品質表示審議会なるものを設置して、この審議会の活用によつて円滑適切な運用をはかることを期待しております。

以上が本法案の骨子であります。各条については今後逐条御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上御協賛下さらんことをお願いいたします次第でございます。次に、工業品検査所清水出張所設置に關する提案理由を御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づきまして、工業品検査所の出張所設置について、国会の御承認をお願いするものであります。

工業品検査所は、輸出品取締法に基く輸出品の検査等を行なつておるのであります。現在本所を東京に、支所を大阪外二カ所に、出張所を横浜外五カ所に設置しております。今回出張所を設置しようとする清水市は、逐年輸出が伸長しつつある清水港を控えており、工業品検査所の所掌する検査品目に属する貨物であつて同港から輸出されるものは、その金額において昭和二十九年年度には約十億圓に達し、今後における發展もまた予想される次第であります。しかるに現在、清水市には工業品検査所の出張所が設置されてないため、やむを得ず東京または名古屋より一々出張して立ち入り検査を行

い、また米國向輸出品に対する原産地証明検査を実施しておるのであります。この出張検査は、昨年度百二十九件に達したのであります。清水港の輸出品数に比較いたしますと、なおきわめて不十分であります。

かかる状態を放置しておきますれば、清水港より輸出される商品の品質を維持いたしますことはまことに至難であり、ひいては海外における本邦輸出品全般の声誉を害するおそれがあるものであります。よつて、清水市に工業品検査所の出張所を開設いたしまして輸出品取締法に基く輸出品の検査を能率的に実施せしめたいと考える次第であります。

なおこの増設につきましては、さしあたり職員配置を三名前後と予定し、現行予算の範囲内で検査業務の運営をはかることとしております。

清水出張所増設の理由は以上の通りであります。今後における輸出入貿易の健全な發展を期するため、よろしく慎重御審議の上、御承認を賜わらんことを切にお願いする次第であります。

○田中委員長 繊維製品品質表示法案に対する質疑は後日に行い、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件についてのみ質疑を許します。――質疑の申し出がありませんから、本件に対する質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて本件に対する質疑は終了いたしました。

を省略いたし、直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。本件について採決をいたします。本件は承認を与えるべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。

○田中委員長 次に過度経済力集中排除法等を廃止する法律案を議題となし、質疑を続行いたします。永井勝次郎君。

○永井委員 公取の横田委員長にお尋ねいたしますが、今政府のやつていることは、独禁法の趣旨と反するやうな方向に動いておられるのであります。独禁法という一つのワクを置きながら、石炭、鉄鋼、肥料というふうな、大きなものについて一つ一つ独禁法のワクを乗り越えてやつていく。こういう形になりますと、一体独禁法というものがあつてもこれは死物化する、何ら意味をなさないという状態になつてくるのではないかと思つております。現在政府で今議会でいろいろ提案されている大きな議案のうち、提案までの過程においていろいろ公取

の方と職務権限について話し合いがあったこととありますが、そのうち案件は今提案されている法案の中で何と何であつて、どの法案についてどの点が問題であつたかということを一列記的に詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

○横田政府委員 今回提案になつておりまする政府提出の法律案の中で、独占禁止法の関係のものがいろいろございまして、その中で問題になりました点をかいつまんで申し上げますと、まず輸出輸入取引法の関係につきましては前回の当委員会から申し上げましたような経過でございまして、大体改正の方向については、公正取引委員会といたしましても大して異議はなかつたのでございまして、御承知のようにカルテルをかなり広く認めて参るという方向に進みまする関係上、それから生じまする弊害を防ぐに必要な範囲内におきまして、公正取引委員会はその内容についていろいろと発言ができましたように、通産当局——主として通産当局でございまして、法案成立までの過程におきましていろいろ折衝いたしました結果、大体公正取引委員会といたしましては、この線が守れば、さまで弊害は生じないという確信を持てます線ができましたので、輸出輸入取引法につきましてはこの提案に同意をいたしましたこととございまして、それから石炭に関しましては、これは大体御承知のように石炭産業と申しますものは、やや特殊な関係に立っておりますので、これに対してはいわゆる単純なる自由競争というふうな線だけで押していくこともできない面がございますことはわれわれも認めま

て、あの案の大体の骨子につきまして、あつたことと申すのでありますが、ただ価格が、最後の案が指示になつておりましたか、勧告になつておりましたか、ちよつと正確なことを失念いたしました、通産大臣が一定の場合に操縦を命ずるという規定がございまして、これに關しましてやいろいろ論議がございまして、やはりその必要性があるものと認めまして、これは公正取引委員会と協議をしてきめるという線におきまして話がついたような次第でございまして、

なおその他二、三の法案の中に多少こちらの関係のものがございまして、大体すでにございましてその改正でございまして、また今まで公正取引委員会がこちらの考えを織り込むために、同意見であるとか、いろいろなものが規定してございまして、その線がそのまゝ守られておるわけでございまして、これにつきましても別段の異議はなく提案になつておる次第でございまして、

なお衆議院において提案されております中小企業安定法につきましても、提案者の方々といろいろ折衝いたしました結果、私どもの意見が相当御採択になりまして、まずこの線ならば必要以上に安定法がゆるぐということとはなないという確信を持った次第であります。

○永井委員 立法措置という手続を経ないで、広く慣例的に行われておる独占禁法を無視した経済行為というものが、相当に広く行われておる、こういうふうな点に思ふのでありまして、その点について公取からいろいろ注意を發しておる面もあらうかと思ひますが、これら

の中で最近顯著にこういう関係の現われて参りましたものが、どういふ状況にあるのか、それを一つ伺ひたい。

○横田政府委員 御承知のようにこれは業界によりましていろいろ事情は違つておるようございまして、たとえば最近の綿紡関係の問題等につきましましては、ことしの最初のころの段階におきましては、操縦をいたしますことはなほ時期尚早であるという観点からいたしまして、通産当局に對しましてそういう意見を申し上げたことがあるのでございまして、しかしその後だぶん情勢が悪化して参りまして、御承知のように操縦が続いておるわけでございます。しかしこれに對しましては、われわれといたしましては、なほ今後禁法の見守りをつつ、もしここに独占禁止法の線に違反するような線が出て参りました場合には、公取といたしまして適當な措置をとつて、これはあるいは禁法を適用して云々ということばかりでなく、通産当局にもいろいろお話をしまして、弊害の除去に努めていただく所存でございまして、ただいまの段階ではいまだそういう必要を認めておらぬのでございまして、

なおその他の業界におきましていろいろ設備の過剰等もあるいは新しい設備と古い設備とによりまして生産の調整というふうな問題等がいろいろ起つておるようございまして、この点はこの前の二十八年の改正におきまして、いわゆる不況カルテルと合理化カルテルを認めたのでございまして、不況カルテルにつきましましてはなおこの認可要件に合致しておると認められます業界は、きわめて少いのではないかと思ひますが、合理化カルテルにつきましましてはだんだんにその動きが出て参りました、

これも私も認めたしましては法律上あつた制度が認められます以上は、正式な法律上認められし形態において行われることが望ましいのでございまして、そういう態度で合理化カルテルの申請につきましましては嚴重な調査はいたしておりますが、大体弊害のないものにつきましましてはすみやかな認可をするという態度に出る次第でございまして、しかしなおそういう正式な表に出るおきませんいろいろなカルテル、いわゆる地下カルテルと申しますか、そういうものがいろいろなところにあるやうなうわさも聞いておりますし、また若干われわれの方でも調査はいたしておるのでございまして、これらにつきましましては適當な機会にいろいろな手を打ちたいと考えておる次第でございまして、

○山手委員 関連して、前回のこの委員会において、またたいたいまは横田委員長から公取の立場からしまして、禁法そのものについていろいろ御発言がございました。特に輸出輸入取引法の改正の問題にからんでこの委員会において相當の緩和をしようということに對する明確な公取としての見解をお示しになりました。私も傾聴する御意見であると思ひますが、公取の立場にばかり御賛成を申し上げるわけにはいかない。と申しますのは、この輸出輸入取引法の制定当時の経緯を見ておりますと、あの當時は日本の独立前後であつた関係もあると思ひますが、今度改正をしようとするこの法案に書かれておる文句というのは、日本のためにこの法律を作つたというふうな色彩よりか、仕向地に体裁をつくらう、仕向地に迷惑をかけないために日本が

がまんをするというふうな法律になつておる。たとえて言へば、今度の改正案によつて全部削除されるのでありますが、第七條におけるカルテルを認める場合のごときは、仕向地における損失を向うに与えないというふうないろこまかい条項があつて、その場合にのみカルテルを認めようというふうなことがある。これは公取の非常な意見によつてこつていふにむづかしい条件をはめられておつて、日本の利益のためというよりか外國の利益のためにこの法律ができたやうなふうになさう人がある。その当時私もそれはそれに反論を加えて、今度改正しようとする程度までにはこれは緩和しようといつたら、その當時は公取は猛烈に外國の向うさんの利益をおもんばかつて、外國との関係を考へてこの程度にとどめてもらわなければいかぬというこゝろを執拗におつしやつたのである、ところが今日幾ばくもならずしてこつていふ改正をしようとしておる、公取というふうなものはいつでも日本の商売の第一線に乗り出してきて、いづれいつでも裁判所のようなものの意見を聞いて商売をやつていかなければいかぬというやうなシステムは私も反対である。横田委員長がおつしやうとすることは、公取がカルテルを認める場合には通商産業大臣に同意を与えた場合だけ通商産業大臣は認可をしてもいいというふうな、あくまでも公取の立場を厳然と守り通してこつていふ御意見もあるのじやなからうかと私は思ふのでありますが、いつでも公取が國民の商取引の前面に押し出してきて、いつでも公取の意見を聞いては商売をやつていくというふうなや

た、この整理の基礎に基いて次の段階としての集排法にかわるべき——集排法が現在特殊整理委員会で一応の整理ができた今の段階において、発展した一つの集排法にかわるべきこういう法案が必要であるとわれわれは考えるのではありませんが、その必要性についてはどういふふうを考えておるのか伺いたしたいと思います。

○横田政府委員　その点は非常にむずかしい問題でございまして、いわゆる反トラストの制度が生まれましたアメリカにおきまして、成立のときから現在に至るまでの問題になっておるわけでございます。要するに企業の大きく小さいのを問題にすべきかどうかということが中心になりまして、その点はその簡単に決しがたいものであります。むしろ昭和二十八年の改正におき

ましては御承知でございますし、が、事業能力の較差という規定が削除になりました、ただいま永井さんのおっしゃったのはやや反対の方向の改正が加えられたのでございます。この改正につきましては、社会党はたしか全面的に反対をなさったと思うのでございますが、先ほど申し上げましたように大きなもの自体を問題にするかどうかという点はよほど慎重に検討する必要があると考えておる次第でございます。

○永井委員　大臣にお尋ねいたしますが、大臣は昨日来の話によりますと、日本の経済を国際的な市場において発展させるためには、小さなものを整理して大きな企業に集約していかねばならない、それが合理化の目標である、要約すればそのような御答であつたと思うのであります。そういう

す。ところで、この集中排除法の一面の目的であるところの大資本の解体などとはある程度実施されたのでございます。そして、その後において公正取引委員会が機能を麻痺しておる実情ではあります。――、見玉の尾身と争ひ、二争ひをこま

すか。現在の事情を静かに考えてみますと、これらの大資本というものはますますその後において結集されて、この大きなところの力によって、今や中小企業者も大衆もまたその生活にあえいでおるとというのが現在の状態であります。してみますと、その後の運用において漸次大資本結集の方向が強く現われておる段階において、たとえ一面の目的を果したとはいえないが、さらにその大きな使命というものは依然として強く残っておるのが現状

在の變なものであります。かつて池田通産大臣のときに、中小企業者の五人や十人つぶれてもそれは当りまえのことであるということで大問題を起したたのでございますが、石橋通産大臣は口でこそそう言わないけれども、その考えでおおるところの考え方においては、何らこれと変りがないということを私た

ちほしじみじみ感じておるのではありませんが、その現われはまたこの集中排除法の中にもあるというのを私は断定せざるを得ないのであります。そういう意味合いいおきまして、形の上において一応その使命を果したとはいひながら、その実態において、その精神において依然として強くこの使命を果さなければならぬという、そういう使命を持つておるといふものに、新しく生まれ変らせるといふことは、これは必要であると固く信じておるのであります。そこで、この集中排除法の内容

を相当に変更いたしましたして、言いかえれば法律を改正いたしましたして、そうして國民經濟を守り抜こうという考え方の上に立つて私たちは対処しておつたのでございますが、何しろこの時間が足りないというふうな点もございしまするので、そこであらためてその精神が必要であるという考え方をもちまして、現在急いでこの法案を通過させようとするところの段階においては、さらにわれわれはこれに対するところの新しい要求をひきつけて立つというところを前提といたしまして、その精神においてこの法律の廃止に反対をするものであるのでございます。そしてまた独占禁止法の審議の過程において、經濟力集中排除法があるのだから独占禁止法はきわめて不十分である——たとえば会社の傍系会社あるいは子会社、関係会社などに対するところの重役の兼務、兼職等の問題についてもそうであります。これは經濟力集中排除法に規定しては不十分であるが、これは一応二つは一緒になって機能を出すのだから差しつかえないというふうな答弁もされておるといふ経過もあるのでございます。そして現在排除法はそのままだんだん一條破られ、次にまた一條破られ、そうしてほとんど骨抜きにされるのではないかとこの心配があるときにおいては、排除法があるから大丈夫であるという主張は、どうしても私たちは安心できない。排除法をさらに強化していく一面において、その補足的な意味において、車の両輪の片一方をかつぐという意味合いにおいて、集中排除法の精神を生かしたところの新しい法律の誕生を要求してやまない

のでございます。そういう意味合いにおきまして、この法律案の廃止に反対するものであります。

○田中委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員長 ただいま議題となりました過度經濟力集中排除法等を廃止する法律案に対し、私は社会党を代表して原案反対の討論を行いたいと存じます。

過度經濟力集中排除法は、過度の經濟力集中を排除し、國民經濟を合理的に再編成することによって、民主的に健全な國民經濟の基礎を作ることを目的として、昭和二十三年十二月に公布施行せられたのであります。しかるに政府は、今般過度經濟力集中排除指令に基く再編成の実施完了を理由といたしまして、集排法を廃止しようとして

いるのであります。皮肉にも目下生産の集中と企業間の競争に進行を続けており、新しい基盤の上に立つ財閥傾向の復興再建と独占資本の強化が推し進められておるのが日本經濟の現実の姿であります。そしてかかる日本經濟の方向は、当然の結果として、このしわ寄せを中小企業に集中し、それはデフレ傾向の浸透とともに一段と速度を加えて、もって中小企業の生存を困難ならしめておるのであります。そのことは今日鉄鋼業界の現況一つを見ても明らかであります。政府はこの事態を私的独占禁止法の活用をもって防衛し、さらに集中排除法の廃止後に予想せられる過度經濟力集中の新たな事態に對してもこの旨を言明いたしておるのであります。その反面、石炭鉱業合理化法案、輸出入取引法の改正法案、中小企業安定法改正法案等々のごとく、私的独占禁止法をその一角よ

りくすし、私的独占禁止法を有名無実化するための適用除外法案を現に幾多提案しており、みずから言明したところをくつがえす努力を続けておるのであります。これが現鳩山内閣の姿であります。この現況において、集排法を廃止することは、社會的經濟的にきわめて危険であることは言うを待たないのであります。われわれは日本經濟の合理的な編成と民主的な運営とを確保するためにぜひとも本法は必要であると確信いたしております。しかしながら本法が現に現狀に即さない部分のあることはわかりますので、改正は考えておりますが、本法を廃止することについては絶対に反対であります。委員各位が日本經濟の現況を十分御認識下さりまして、中小企業を大企業の圧迫から守るための本趣旨に御賛同下さいますことを期待して討論を終ります。

○田中委員長 以上にて討論は終了いたしました。

過度經濟力集中排除法等を廃止する法律案について採決をいたします。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○田中委員長 次は石炭鉱業合理化臨時措置法案を議題といたします。この

際石橋通商産業大臣より發言を求められておりますので、これを許します。

石橋通商産業大臣。

○石橋國務大臣 この前の委員会では炭の統計のそこについての御質問がありました。経審の方の数字と今回の石炭合理化法案の数字の食い違いにつきまして、経審の方から説明していただきます。

電力会社の經理の場合の石炭の需要量、それから今回の石炭の合理化法案における需給見通しとに数字の食い違いがございしますが、たとえば三十三年度について申ししますが、電力用炭の消費見込み、電力需給計画の方では石炭八百八十一万トンと計算いたしておるのに対しては七百二十五万トン、ここに差引百五十六万トンの食い違いがございします。これは確かに事実でございしますが、しかし電力用炭の電力需給計画における計算は國際的にも認められております方式、これは大体三十年くらいの長期間をとるべきものだというのが一般の理論だそうでありまして、その理論に従いまして平水ベースをとって、それを基礎として計算をいたしますので、自然かような需給計画におきましては石炭の需要量の数字が出て参るわけでありまして、これは一たん濁水になれば直ちに入用な石炭でございしますが、しかし今回の石炭合理化法案における需給見通しにつきましては、近年實際の需要につきまして、現に三十三年度にも百五十万トンの違いがあるので、もしこの百五十万トンが電力の需給計画の方のように百五十万トンそのまま利用されるものと見まして石炭需給計画を立てますと、實際問

題として非常な食い違いを生じますから、石炭合理化法案における統計におきましては、近年における實際の需給状態をもつて統計を作りました。こういうことから食い違いが生じておるわけでありまして、何らごまかしでも誤りでもないわけでありまして、むしろ電力がもし濁水になりますれば、これは電力の方の需給計画通りに必要であります。それからまた万一、われわれの方の今回の需給計画による数字をとつておつた場合に、もし濁水が起つたといひましたとしても、これは現在貯炭もございしますし、あるいは電力会社にもそれだけの余裕がございしますから、電力需給計画の方の数字でも、實際問題として必要が起れば十分それだけの供給はできる、かような見込みで需給計画を立てておる次第でありますから、どうか御了承願ひたいのであります。

○田中委員長 次に經濟審議院行政次官田中龍夫君より發言を求められておりますので、これを許します。田中政府委員。

○田中(龍)政府委員 前回御質問がございしました、経審長官が参議院におきまして発表いたしました六カ年計画、これは一月十八日の閣議了解でございしますが、この総合エネルギー・バランスにおきまして一人当りのエネルギー消費量の石炭換算において、一・六トンと申し上げましたその計数と、通産省が発表いたしました総合エネルギー・バランスの一人当りの石炭換算消費量との間の食い違いについての御指摘でございします。石炭消費量の数字の点におきましては、通産省との間に推計上の若干の聞きもございしますが、この誤差の出ました主たる原因は、通産省と

題として非常な食い違いを生じますから、石炭合理化法案における統計におきましては、近年における實際の需給状態をもつて統計を作りました。こういうことから食い違いが生じておるわけでありまして、何らごまかしでも誤りでもないわけでありまして、むしろ電力がもし濁水になりますれば、これは電力の方の需給計画通りに必要であります。それからまた万一、われわれの方の今回の需給計画による数字をとつておつた場合に、もし濁水が起つたといひましたとしても、これは現在貯炭もございしますし、あるいは電力会社にもそれだけの余裕がございしますから、電力需給計画の方の数字でも、實際問題として必要が起れば十分それだけの供給はできる、かような見込みで需給計画を立てておる次第でありますから、どうか御了承願ひたいのであります。

○田中委員長 次に經濟審議院行政次官田中龍夫君より發言を求められておりますので、これを許します。田中政府委員。

○田中(龍)政府委員 前回御質問がございしました、経審長官が参議院におきまして発表いたしました六カ年計画、これは一月十八日の閣議了解でございしますが、この総合エネルギー・バランスにおきまして一人当りのエネルギー消費量の石炭換算において、一・六トンと申し上げましたその計数と、通産省が発表いたしました総合エネルギー・バランスの一人当りの石炭換算消費量との間の食い違いについての御指摘でございします。石炭消費量の数字の点におきましては、通産省との間に推計上の若干の聞きもございしますが、この誤差の出ました主たる原因は、通産省と

題として非常な食い違いを生じますから、石炭合理化法案における統計におきましては、近年における實際の需給状態をもつて統計を作りました。こういうことから食い違いが生じておるわけでありまして、何らごまかしでも誤りでもないわけでありまして、むしろ電力がもし濁水になりますれば、これは電力の方の需給計画通りに必要であります。それからまた万一、われわれの方の今回の需給計画による数字をとつておつた場合に、もし濁水が起つたといひましたとしても、これは現在貯炭もございしますし、あるいは電力会社にもそれだけの余裕がございしますから、電力需給計画の方の数字でも、實際問題として必要が起れば十分それだけの供給はできる、かような見込みで需給計画を立てておる次第でありますから、どうか御了承願ひたいのであります。

○田中委員長 次に經濟審議院行政次官田中龍夫君より發言を求められておりますので、これを許します。田中政府委員。

○田中(龍)政府委員 前回御質問がございしました、経審長官が参議院におきまして発表いたしました六カ年計画、これは一月十八日の閣議了解でございしますが、この総合エネルギー・バランスにおきまして一人当りのエネルギー消費量の石炭換算において、一・六トンと申し上げましたその計数と、通産省が発表いたしました総合エネルギー・バランスの一人当りの石炭換算消費量との間の食い違いについての御指摘でございします。石炭消費量の数字の点におきましては、通産省との間に推計上の若干の聞きもございしますが、この誤差の出ました主たる原因は、通産省と

題として非常な食い違いを生じますから、石炭合理化法案における統計におきましては、近年における實際の需給状態をもつて統計を作りました。こういうことから食い違いが生じておるわけでありまして、何らごまかしでも誤りでもないわけでありまして、むしろ電力がもし濁水になりますれば、これは電力の方の需給計画通りに必要であります。それからまた万一、われわれの方の今回の需給計画による数字をとつておつた場合に、もし濁水が起つたといひましたとしても、これは現在貯炭もございしますし、あるいは電力会社にもそれだけの余裕がございしますから、電力需給計画の方の数字でも、實際問題として必要が起れば十分それだけの供給はできる、かような見込みで需給計画を立てておる次第でありますから、どうか御了承願ひたいのであります。

経済審議庁との統計の表におきまして、経審の六カ年計画の数字におきましては、電力の方におきまざる発電量の石炭換算におきまして、水力の分と火力の分と双方を石炭換算して合計してございます。これは表の備考には二重計算になっておりますことを明記してはございまして、そういう点におきまして計数上のそごが生じた次第でございまして。なおこの六カ年計画は、ただいま申し上げましたような誤差がございまして、その後の前記三カ年の数字におきましては、通産省の方と緊密な連絡のもとにやっておりますので、その点は誤差がございませんで、どうぞこの点を御了承いただきたく思います。

○田中委員長 質疑を継続いたします。多賀谷眞樹君。

○多賀谷委員 経審長官の発言の問題であります。まことにそれ入った答弁であります。次官が今答弁になりました内容を聞いておりますと、経審ではどういふ作業をしているのか、かようにございような作業を聞いた例を私は今まで知りません。電力の換算分と石炭の換算分を両方一緒に出しておったというふうなことでいきますと、当然それだけの誤差は出るであらうと思うのです。しろうとが考えましても、エネルギー総合対策を樹立する場合に、しかも総合エネルギーの総合計を出す場合に、火力の分と、しかもその火力に使う石炭の分を合算して出しておったというふうなことは、これは大きなミスでありまして、われわれはこういうことは承知し得ないのであります。ですから、経審長官は何らかの機会に参議

院の本院議において弁明される必要があると考えるわけでありまして。

さらに今通産大臣の方から電気料金の算定の場合には平水ベースをとらざるを得ないと言われました。しかし石炭の消費の見直しをする場合には、それでは非常に危険であるから安全率を見たという話がありましたが、この点はどうしても承服できないと思うのです。最近では平水ベースになっておりまして、二十六年が一〇四％、二十七年が一〇七％、二十八年が一〇一％、二十九が一〇八・五％となつておりますけれども、やはりこれら三十九年度の平水を見る場合にはこれらの数字が加わっているわけでありまして。ですから、平水が漸次高くなつていくということも考えざるを得ないのであります。こればかりやっておりましたら私の時間が後刻いろいろ質疑を展開したいと思ひまして、次に進みます。

まず石炭の需要の見直しについて、何と申しまして重油の問題が最も大きな要素を占めておられるわけでありまして。重油につきましては別に法案が出ておりますので、その際詳しく質問をいたしたいと思ひますが、一応一言だけ私はこの際大臣に質問をしておきたいと思ひのであります。

本年の一月二十日付の読売新聞に、通産省の役人をして、石油産業は、もはや日本政府より強大である、こう嘆ぜしめたという記事を報道しております。すなわち現在の日本の製油会社のほとんどは外資によつて経営をされておるのであります。東亜燃料工業のスタンダードオイル、あるいは興亜石

油のカルテックス、あるいは昭和石油のシェル石油、あるいは三菱石油のタイドウオーター、こういう会社はほとんど五〇％以上が株式の取得を外資にゆだねておられるわけでありまして、重役も半数を外資によつて占められておられる状態でありまして。しかも販売におきましては、シェル、スタンダード、カルテックスという外油三社で直接占める比重が四五％を占めておられる。間接的にはほとんど占められておる。また日石とカルテックスの原油提供と製品販売に関する契約におきましても、きわめて不平等である。こういうことを考えますときに、戦争前におきましては、少くとも日本の石油は自主性を持つておつたと思つたのであります。選択の自由を持つておつたと考えておられるわけでありまして。場合によりましては、ソビエト石油やルーマニア石油の輸入によつて、国際石油資本の市場独占に対抗した、こういう事例を知っておられるわけですが、今全く日本側には自主性がない状態になつております。一体これをどういふように御判断になっておるか、大臣にお聞きしたいと思ひます。

○石橋國務大臣 御指摘のように現在の日本の石油は、占領中からの一種のいきさつで、外油、ことに英米系統の外油に非常な勢力を占められておるといふことはその通りであります。しかしこれは今の日本の石油そのものの生産が、現状においてはきわめて少いものでありますから、どうしても外油によらざるを得ないというところからそういうような事態が発生したのであります。従つてわれわれとしては、日本における石油の生産も一つできるだけ

ふやすように努力したい、こういうわけ、近く試掘の法案も出して御審議を願うことになっております。同時に外油の方も、必ずしもこれは今の外油だけにたよるということではなく、ほかから輸入ができるような方法は講じたい、かように考えております。

○多賀谷委員 石炭供給の見直しであります。これは局長でけっこうです。重油よりの転換分というものが、三十九年度は二十七万トン、三十四年度が八十七万トンと書いてあります。ところが同じようにいたしましたが資料で、石炭と重油との需要量の比較というところ、鉱工業及び暖房用の重油の使用量が、三十九年度におきましては三十五万キロ、三十五年度におきましては七十四万キロロットル実数は減つておられるわけでありまして。これが当然転換分になるかと考えますが、そういう換分と、石炭に換算をいたしますと、三十九年度におきましては、少くとも六十四・四万トン、さらに三十五年におきましては百三十四万トン、こういうふうになるわけでありまして、ここにもかなりの差が生じておられるわけでありまして。どうも了解できないのですが、一体どういふ事情になつておるか、御説明願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 これは御存じのように、鉱工業用重油という中には純粋の鉱工業用のほかに、暖房用の重油の使用量も入っております。この暖房用の重油を削減いたしましたとしても、それが全部石炭の需要に転換するとは限らないわけでありまして、その辺を見込みまして、今の二十七万トン、八十七万トンというふうに見込んだわけでありまして。この辺は昨日も多賀谷委

員からお言葉がございましたが、われわれの石炭の需要見直しにつきましては、従来大見積りして相当われわれ自身が苦しんで参りましたので、将来の需要予想につきましてはできるだけ手固く見積るといふ態度でやっておりますので、その辺も十分今のやうな事情を考慮いたしまして、この程度に繰り込んだわけでありまして。

○多賀谷委員 この点も私も承服できないと思つたのです。暖房用は暖房用で石炭の需要をふやしておるのです。どうもこの点も鉱工業の石油の消費の方が下つておれば、これは確かに石炭と競合する部分であらうと考えるのです。競合する部分であれば当然これは重油よりの転換分として現われなければならぬわけですが、その点もどうも納得できません。しかし時間がありまじから、この点は後日また答弁をしていただきたい、かように考へて、質問を続けていきます。次に低品位炭の問題でございましてが、わが国の近代科学をベースとした工業技術は、すべて欧米で発達したものを輸入しております。そこでこれらの技術はすべてその発達した国の資源的経済的事情を基礎として作られたものであります。でありますから、日本のほとんどどの工業技術というものは、たとへば外国の高品位の石炭あるいは粘結炭の石炭を使うことを前提に形作られておられるわけでありまして、この点日本にそのまゝこれが行われておるといふ状態では、日本におきましては必ずしも合理的な状態を呈していないのでございまして。あるいはまた海外原料に依存する形になつて現われてきておると思つたのでございまして。ところが

日本におきましては従来とも石炭の使い方を、今まで通りに固執しておりました間に、外国におきましてはおの自国の資源の事情に合った、合理的な使い方を促進しておるようございませう。ドイツにおける褐炭、泥炭の利用、強粘結性を必要とするコークス炉形式から脱却、あるいは高圧分炭のガス化、微粉炭の化学的処理方法、低品位炭の利用方法等を行なつておるようであります。アメリカにおきましても、アンモニア工業が一時石炭から天然ガスに移行いたしました。また天然ガスの量的制約、価格上昇から、石炭依存へと逆転した傾向、あるいはまた低品位炭を豊富に持つております南アフリカ、オーストラリアにおきましても、エネルギー転換をやつておるようであります。またパキスタン、インドにおきましても同様な研究が行われております。そこでこれらを見ますと、各国とも、先進国であると後進国であるとを問はず、おの自国の資源を活用して、その特性を生かして合理的に企業が行われておるようございませう。日本の石炭は、申すまでもございせんが、第三紀層に属してございまして、ヨーロッパ諸国の重要炭田が大部分古生代の後期から中生代に生成されておりますのに反しまして、炭価が不十分で、品位が非常に劣つております。そこでいわゆる二号炭というものが非常に多く出まして、あるいは低品位炭のボタが出ておるような状態でありませう。そこで低品位炭の利用がいかに叫ばれておりますけれども、なかなか具現をしております。今度いただきました資料にも、財政投資のところで低品位炭の利用ということが書いてありますけれども、具体的な計画を見せたいと思つたので、何ら記載をされていないのであります。一体大臣は、どういふようにこれを考えられておるか。たとえばガスにおきましては、低品位炭を使う、あるいは従来使つておりました原料炭あるいはG.I.でいきますと発生炉用炭を使わないで、一般炭並びに低品位炭を使うということになりますと、少くとも三倍くらい費用がかかるようであります。こういうものにつきますので、そのまゝに低品位炭を使え、使えといひましても、必ずしも低品位炭が利用されるという段階にいかないと思ひますが、政府は具体的にどういふように低品位炭を使つておる方法を考えられておるか、これを具体的に大臣からお聞かせ願ひたい。

○石橋国務大臣 私、技術者でございませうから、こまかい具体的な事実とはわからないのですが、しかし原則論としてはお話の通り、日本の技術というものものが明治以来急速に進歩を遂げなければならなかつたという特殊の事情によるものと思ひますけれども、とにかく外国の技術そのまゝを持つてきたものが多い。従つて日本の資源とマッチしないといふことは、非常な欠点でありまして、私もそういう議論はしないと思ひます。ですから御趣意には全部賛成であります。さて今すぐこれにそれではどうするかといふことになりまして、何しろ日本の技術そのものの研究が、日本の資源にマッチしたような技術の発達をまだ見ていない状況でありますから、急激に、たとえば石炭にいたしましても、日本の石炭をどういふふう

と、経済的に利用し得るか、こう言われると、実はその方法等にはなほ乏しいわけでありませう。であります。現在やれる限りの、たとえば石炭の産地において低品位炭による発電とかいうようなものは、現在の技術においてもやれるものでありますから、そういうものをできる限り奨励をしていく、こういうことでこれは技術の研究と相呼応して逐次進む以外には道はない、かように考えておるわけでありませう。

○多賀谷委員 財政投資のところで、縦坑だけでなく、いろいろ書いてございませうが、その中に低品位炭の利用といふことが書いてある。ところがいよいよ具体的な計画を見ますと、何ら記載されてない。ですからこの点は一体どうなつておるか、局長から御答弁を願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 低品位炭の利用につきますのは、これは実はわれわれとして最大限に促進を心がけておるのであります。大臣からお話がありましたように、中心になりますガス化の問題につきます。技術的にまだ未解決の点が非常に多いものでございませうから、その点は遅れておりますが、しかし技術的に解決のついたものにつきます。縦坑計画あたりと同順位のウエイトをもつて推進していきたいといふふうなわれわれは考えておるわけでありませう。具体的に二十億の計画について申し上げますと、現在具体化しております第一が、低品位炭専門の発電所を作る。先ほど日本の工業施設が、外国の高品位炭を使うようにできたとおるといふお話がございましたが、たとえば火力発電について申し上げますと、終戦後の品質の低下に悩ま

て、発電力の低下が起りまして、それに非常に悩まされたために、最近の発電所はみなカロリーの基準を相当下げておりまして、戦前は大体六千カロリーが基準でございまして、現在でございまして新しい発電所は、ほとんど全部五千カロリーを基準にいたしております。五千カロリーと申しますのは、それがちょうどまん中になるわけでありませうから、四千五百カロリーから上の炭は使えるということになっておりまして、その点では現在全国平均の出炭カロリーの六千六百カロリーになつておりますので、かなり低品位炭が使えるという形になつておるわけでありませうが、今度われわれが計画しておりますのは、そのもう一つの下のボタの選別した低品位炭のみを使つて発電をしたいということで、現在常磐地区にその発電所を作ろうといふことで研究をいたしまして、研究の方は一応結論が出まして、今会社設立の話し合ひをしておる段階になつております。われわれの計画では大体七万キロワットを第一目標にいたしまして推進したい、資金は大体四十億程度、それから石炭消費量は三十万トン程度が期待されております。

次に機械製塩の計画がございませう。それは御承知のように現地国内の食料塩が百万トン程度の需要に対して、国内生産が四十五万トン程度でございませうので、なお五十五万トン程度は食料塩の需要がございませう。食料塩につきましては、工業塩ほど価格の問題が、重要でないわけではございませうが比較的コストの負担がございませうので、これについてはできる限り国産化したいといふのが専売公社の考え方です。

ざいまして、その線に沿ひまして低品位炭を使つて機械製塩をするという計画がございませう。現在確定いたしておりますのは四社くらい計画がございませうが、そのほかに二、三社計画が出てきておるような状況でございませう。大体計画は年産二万トンないし二万五千トンの製塩をいたすということになつておるもので、今われわれの方で計画しております分だけで約十万吨程度の製塩をやる、このために石炭は、その一・五倍ないし二倍程度、これは品位によつて違ひますが、そのくらい石炭が要りますので、十五万トンないし二十万トンの石炭を消費する。それから資金は二、三億二千万という常識的な評価でございませうので、十万吨程度のものをいたすには二十億程度が要するといふことになつております。なお低品位炭と申しますか、その以下のボタを専門に使う火力発電所を炭鉱の山元に作つたらよろうといふことになつておるもので、現に二、三の実験が成功いたしておりますので、この方面にもできるだけ計画が具体化する限り、資金を優先的につけて参りたいといふふうな考えでございませう。これはこの委員会でも御発言がございませうが、ガス化の問題でございませうが、これにつきますのは先ほど申し上げましたように、まだ技術的に未解決の問題が非常に多いわけではございませうので、それにつきますのはなおもう少し試験研究をやらなければいけない。そこでこの研究につきますのは、従来工業化試験あるいは応用研究補助金というふうな試験研究の補助金を交付します場合に、重要研究項目として、この二、三年毎年取り上げておりますが、

残念ながらまだ工業化の見込みがあるという計画まで出ておられないような状態であります。

○多賀谷委員 今お話になりましたがス化に間違いまして、都市ガス問題もあり、時間がありませんので次に進みたいと思います。

実は直接この合理化法案の内容の問題ですが、まず標準炭価の設定についてお聞きしたいと思うのであります。標準炭価はどういうように決定をされるつもりであるのか、おそらくバルク・ラインでいわれると思うのであります。炭産出はきわめて有利になる、かように考えます。現在のところは、あるいは中々の方が中にはコストが安い、こういう場合もあるでしょうけれども、御存じのように、炭種別に見ますと、原料炭、発生炉用炭の九〇％は大手が持つておる。しかも鉄鋼、ガス、鑛業の大口需要者にこれらが売られておるということで、非常に有利である。カロリーの面から見ても、二十八年の出炭の実績は、大手が六千三百カロリ、中小は五千七百カロリになっておる。そうすると六百カロリからの差がそこにあるわけであり、すなわち自然条件において大手は非常に恵まれておる。しかも広大な鉱区を持つて可採炭量も豊富でありますから、縦坑その他の機械化に適しており、また財政投融資もほとんど大に行われると考えるわけであり、それが、そういったと、この資料にもありますが、筑豊炭田のある炭鉱のごときは、発生炉用炭を多く出しておる、そうして送炭原価が現在の四千五十六円から二千八百九十四円になる。しか

も出炭は九十六万トンから百五十三万トンになる。こういうことになり、大手と中小がはなはだしく差がつくわけであり、そこで、この自然条件の問題です

が、御存じのように、大体日本の未採掘の鉱物は国の所有であります。ですから自然条件がいい悪いというのは、本来先願主義で鉱区がいい悪いということになる。その鉱区がいい悪いというのは、国の行政権が付与した権能であり、また、鉱区というものは権利であります。国の行政権が付与した権利によって、その優劣がつくわけであり、そして、これは企業努力によって優劣がつくのではない。その点他の産業と非常に違ふところであり、しかもこの機械化その他の問題も、自分では十分資金の調達ができずして、従来とも財政資金によってやっておる。自然条件とその近代化、しかも近代化は国家の財政投資による、自然条件も国家の行政行為によって付与された権利である、こういうことになり、結局この優劣というのは、全く企業努力でなくて、国家のいろいろな行政行為その他の投資による優劣であり、その点画一的な標準炭価をきめられるということについては、社会正義の面といえます、そういう面から私にはどうも矛盾を感じるわけですが、大臣はどういうようにお考えであるか、これをお聞かせ願いたい。

○齋藤(正)政府委員 前からお答えいたします。標準炭価と申しますのは、御承知のように石炭の市価の基準となるべき価格を作ろうということでございます。御存じのように、価格というのは一物一価の法則ということでは

ございまして、いかにコストが高くて、いかに条件が悪くても、それには関係なしに一つの市場では一つの価格でまゐるということになっておりますので、お話のように中小炭鉱におきましては、品質その他の面でコスト上不利な炭鉱もございしますが、そういうことと関係なしに価格としては一つの価格を作る以外に方法がないのではないかと。ただしこの標準炭価はあくまで標準でございまして、実際の取引におきまして特に有利な売り先を見つけて、標準価格より若干高い価格で売るといふ場合に、それを禁止する考え方は毛頭ないわけであり、

○多賀谷委員 技術的な問題でなく、考え方等について大臣に御答弁願いたいと思つております。普通の産業ならば、なるほど企業努力で価格を安くすることができるとは、炭鉱の場合には非常に限界がある。優劣といふのは、企業努力でなくともほとんど自然条件と国家の財政投資によつておる。こういうところに私は問題があると思つて、この法律による標準炭価で差異をつけるということは、あるいは困難かもしれないが、価格を一律にきめるといふところに、私はかなり問題があるかと考えるわけであり、これに對する大臣の答弁をお願いすると同時に、局長から、この標準炭価の法的性格はどういうものであるかということ、さらに価格を設定する場合に、従来公団時代には、たとえば九州は二つ、それから山口、常磐、北海道二つというふうな建値できめられておつたと思うのですが、そういうように各地区別々におやりになるかどうか、さらに炭種別あるいはカロリー

別におやりになるかどうか、これをお聞かせ願いたい。

○齋藤(正)政府委員 今の多賀谷委員のお話の価格の性格問題は別にいたしまして、建値の方法につきましては技術的な問題と、それから標準炭価の法的な性格の問題だけを御答へいたします。建値の方法につきましては、これは現在のところまだ最終的にどういふふうにきめるんだというところは、何もわれわれの方としてきめておりません。これは合理化審議会の中に当然石炭の生産業者も需要者の代表の方も入つて検討していただいて、その関係者の納得のいった線でありたいと思つてございします。ただ標準炭価といふものの性格からいたしまして、これは公定価格のように、具体的に価格を確定するものではございせん、一つの目安を示すものだ、そういう性格でございします。従つて建値の方もあまりこまかくきめる必要はないわけではございまして、公団時代にいたしましたような地区別、カロリー別、建値場所別というふうな、非常にこまかい作業をする考えは毛頭ございせん。地区別程度の区分をつけるかどうかもお今の後研究していきたい。要するに石炭価格の一つのレベルをこれによつて示せばよろしいという考え方であります。もちろん炭種別に需給関係が相当違つておりますので、その辺も問題になるのであります、そういう点もできれば取引の実態におきまして自然にきまる、炭種別のメリットにまかして、たゞし特殊の炭種のもの、従来の商慣習のメリットに比へまして異常に高騰し

たというふうな場合には、それについては別にまた措置をするということが必要ではないか、こういうふうな考えるのであります。

それから標準炭価の法的な性格でございしますが、これは要するに政府の見解を発表したというものでございまして、この価格自体に法律的な拘束は何かございせん。ただこの価格を基準といたしまして、ある程度以上下つた場合には、それが生産制限なり価格協定なりの指示をいたします条件の一つが成熟するということになりますし、またこの標準炭価からある程度上昇いたしました場合には、引き下げの勧告を発動するということになります。結局価格の上限なり下限なりをきめる場合の一つの基準になるということとでございします。

それから同時に石炭の価格の決定につきましては、御存じのように重要産業の需要で、しかも大規模な需要につきましては、需要家と供給者側との一種の団体交渉のような形で現在価格がきまつております。そういう価格決定のあり方から考えますと、政府がこの程度のレベルが適当であるという見解を表明いたしました場合には、具体的な契約の締結に際して、それが有力な一つの基準になるだろう、こういうのがわれわれの考え方であり、従つて今私が申し上げました上限、下限の間におきまして、通常契約が締結されている限り何ら標準炭価に拘束されるものではないものと考えます。

○石橋国務大臣 ただいま政府委員からお答えしたところで大体尽きておると思ひますが、今の自然条件云々というところは、これは実際日本でどれだけ

の石炭が本年度なら本年度、来年度なら来年度要るかということが目安になつて標準炭価というものがおのずからきまるものであります。ですから審議会においてその中小炭鉱の生産コストというものももちろんしんしゃくいたしまして標準価格をきめるのでありますから、今にわかにお話のように、それでは大炭鉱は非常に自然条件がいからこれをどうするということとはちよつとむづかしいと思ひます。それから今の資金の問題は、これは何もわれわれは大炭鉱だけにやろうというのではないのであります。なるほど統坑を掘るといふような場合には多くは大炭鉱に行くかもしませんが、そのほかの機械化等につきましては、今後日本の石炭産業を維持していく必要上、中小炭鉱というものにも十分援助ができるわけでありまして、お話をうなづかぬ不公平といふことは、今までの自然条件がおのずから不公平になつてゐるということは一應議論になります。今後その不公平をさらに助長していくといふようなことではございません。

○多賀谷委員 標準炭価の話がありましたが、あるいはこれはかえつて経済の混乱を来たしはしないかという気がするわけですが、なるほどいろいろの手が打たれるわけですが、先ほどからも議論がありました、政府ですら認めになつております例の電力用炭の問題でも、平水であるのと若干、一割くらい豊水であるのと二百万トンぐらいい違ふ、そうすると石炭の生産の方には弾力性がないわけですが、さあ雨が降つたからそれではすぐ掘るなどというわけにもいかないでしょうし、渇水に

なつておるようだから、天気続きだからどんどん掘れというわけにもいけません。そこで生産に弾力性のない企業でありますから、ここに非常に問題が起ると思ふのです。ですからいやくも需要計画をおきめになり、需要量を決定するのでありますから、もし需要量を決定され、そのいろいろの処置をされて、需要がそれに満たない場合には政府としてはどういふ処置をお考えであるか、これをお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

○石橋國務大臣 これはお説の通り石炭産業というものは非常に生産に伸縮性の乏しいものであります。昔から非常な波乱のあつた産業であることは御承知の通りであります。ですから非常にむづかしいのです。しかし一応の標準炭価をきめて、そのきめるときにはできるだけの検討をして、需給にアンバランスがはなはだしく起らないよう計画を立てて標準炭価をきめるということ、これは、この法案を施行し、そうしてとにかく合理化によつて日本の炭価全体を合理的に削減しようといふのには、やはり標準炭価といふものはきめる必要がある。ただこのきめ方はお話の通り相当むづかしい問題でありますから、十分そのときどきの事情を考慮して、誤りがないようにやらなければならぬ、それではその来年度の石炭の需要はどれほどか、計算をしてやつたところが、たまたま非常な豊水が起つて石炭が余るというようなことに對しては、実はこれは手なしなんです。

炭行政を担当する大臣としては非常に遺憾であると思ふのであります。ですからせつかくこれだけ手を打たれておるのに、最後のきめ手がなく、すなわち政府がいやくも需要計画を立てて、そうして審議会等の意見を聞かれて慎重審議をおやりになるのではありませんか、それでやられてまた情勢が悪いといふのでいろいろその他の手を打たれて、さらに実際の弾力性が先ほど申しましたように生産の弾力性がない企業ですから、おいそれといかない、そうすると水力だけの関係一つ見ましても、これでも火力の關係におきまして二百万トンから差がある。その他一般の経済情勢を考慮するときに、相当の差が出てくると思ふのです。豊水と渇水になりますと五百万トンから差が出る。ですからこういう事情になつて手がないといふことではやはり困るのであります。何らか政府が金でも持つてそのときには操作するやうな気がするの、かどうか、これをお聞かせ願ひたい。

○石橋國務大臣 まあその予想がはずれる程度になることになりませんが、普通の豊水、渇水の差くらいならばそのときそのときで常に需給關係をにらんで調節して参りますから、はなはだしストックができて困るというやうなことははなはだしいものと思ひます。それが今出ていると云ふ者あり、これは今まではうてありましたが、はうておけばこういふことになりません。

の六月ごろになりました。石炭局長は四千八百万トンに誤りでした。旗をおろします。今度は四千六百万トンです。こうおつちやつた。そのうちにだんだん下つて四千三百万トンになり、四千二百万トンになったのが昨年の状態です。これだけ生産と需要との關係がアンバランスになる企業ですから、その点を大臣としては十分考えられておかなければならぬと思ふので、私はこの点を次の機会に再度質問をいたします。

最後に流通部門についてお尋ねをいたしたいと思ふのであります。最近、ことに二十九年度における流通上の変化を見ますと、これは大手対中小、さらに大手の中でも中央大手と地方大手、こういう競争が非常に激しくなつておることをわれわれは見るわけでありまして、昨年の三月と九月の状態を比較してみますと、需要総量は減退しておるのに、大手及び販売業者の荷渡しはふえておるやうな状態でありまして、ことに中小企業者は非常なしわ寄せを食つておるわけでありまして、また同業者間においても非常な転売をしておるやうな状態でありまして、ことに近畿地方におきまして大手のダンピングといひますか、大手筋が特約店を通じて市場を広げようとしておつたわけでありまして、いな、しておるわけでありまして、新銘柄を作りまして、低価格で特約店にそれを、六千カロリーの粉炭において一月から三月において一〇〇で売つておりましたものを十月から十二月におきましては、一般銘柄は七五％であつたにかかわらず、新規銘柄は六二％で売られておつたと、これは通産省が発表しておるの

であります。かくのごとく大手は直需口の確保を行つとも、一方特約店を通じて市場の拡大をいたし、自系統の特約店に隠蔽された形において、終局的には中小炭鉱を駆逐しておるやうな状態になつておる。そこでこの昨年の状態を見ますと、市場の再分割を生じておる。こういう状態になりまして、中小はますます苦しい状態を呈しておるわけでありまして、昨年倒れました幾多の炭鉱を見ますときに、必ずしもコストが高くて倒れておるという状態ではございません。日満炭業の新尾敷にいたしまして、新尾にいたしまして、高倉炭業の岩屋、平田山、筑紫にいたしまして、中堅炭鉱であります。相次いで倒れた。この倒れた原因を直接それにいろいろタッチいたしました關係上私は詳しく知つておりますが、これらは販売路を持たなかつたといふところに大きな原因があるやうであります。そこで先ほど私も申しましたように石炭は鉄鋼なんかと違つて、鉄鋼は独占的なメーカーによつてすぐに生産の調節をやります。必ずしも炭鉱の場合はそういう状態にはないといふこと、さらに弾力性が無い。そこで少し好況に向ふと思ひ買いが出てくる、今度は不景気になると思ひ買ひがなくなつた、逆に不景氣になつたらなつたでまた過剰炭が販売業者を通じてダンピングされて、思惑の余地を生じておる、こういうやうな状態でありまして、そこで私は、こういう中間利潤を得ておるころの機構を排除して、この販売機構について政府は何らか改革される気持はないかどうか。この点を解決しなければ、中小炭鉱を救う救うと言ひまして、非

常に困難じゃないかと考えるのです
が、大臣はどういうふうな考えてお
られるか。

○石橋国務大臣 前の需給の調整の問
題であります、お話をように長い歴
史を見ますと、今まで石炭というもの
はときどきひどい需給のアンバランス
を起しておりますが、この法案によつ
てできるだけ需給のアンバランスが起
らないようにしようというのがこの法
案の一つのねらいでありますから、さ
うに御了承願いたいと思います。

それから今の販売機構の問題は、実
は通産省としては中小炭鉱の販売機構
について、何らかの共同の販売機構を
作るように今まで指導して参つたので
ありますが、実際にいって中小炭鉱自
身が、今もちょっとお話があつたよう
に、景気なり不景気なりの場合に、各
自が共同しないで行動するというよう
な傾きが、これは炭鉱だけではなく、
中小企業者全体の一つの弊害と思いま
すけれども、そういうことから今まで
うまくいきませんでした。この法案に
は別段販売機構についてはございませ
んが、通産省としてはお話のように中
小炭鉱の石炭もできるだけ売れるよう
に今までも指導し、今後も販売機構に
ついては——これは実は中小炭鉱者自
身の反省も要するのであります、政
府の力だけでいくわけではありませ
んが、その機構については十分検討
して指導していきたい、かように考え
ておるわけでありませう。

○多賀谷委員 どうも大臣の答弁には
ふに落ちない点が多いのであります。
この法律で需給のバランスをとつてい
くことにすれば十分やれるとおっしゃ
いますけれども、私はどうも不安でた

まりません。さらに質問を続けたいと
思いますが、時間がありませんのであ
らためて質問いたしたいと思います。

○田中委員長 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 詳細な点については
いずれ法案の逐条審議のときに質問す
ることになります、きょうは、
さつきから大臣の答弁を伺つておりま
す、自信を持たないで法案を出し
なつておるようで、私はまことに遺
憾であると考えます。詳細な点は後日に
譲るとして、法案の組み立てとそれを
実施していく政府の信念というか、ど
ういう目的でこの法案を出したになつ
たかという点について、時間は一時間
だそうですが、一つ政府の答弁もだら
だらして時間つぶしにならぬように答
弁してもらいたいと思ふ。

この石炭鉱業合理化法案の目的は、
条文の冒頭にも書いてあります、
に、国民経済の健全な発展に寄与する
ためであると政府は明らかにしておる
ようでありませう。そこで、現在の炭
経営は国民生活に寄与して、い
か。寄与してないからこれをおやり
になるのであると私は思うのであり
ますが、その寄与してないという理
由の数々の点を具体的にお聞かせを願
いたい。

○石橋国務大臣 私は現在の石炭鉱業
が国民生活に寄与してないというよ
うなことは考えておりませうし、この
法案の中にもそういうことはないだろ
うと私は思つております。むしろ現在
の石炭鉱業そのものは、国民生活に過
去においても寄与し、現在においても
寄与しておるものでありますが、ただ、
申し上げるまでもなくよく御承知の通
り、現在の石炭鉱業というものは非常

な一種の危機に瀕しておる。そこでこ
の危機を何とか切り抜けると同時に、
石炭の価格を国際的に外国炭または重
油等と十分競争のできるだけの基盤に
持つていかないと、今後の日本の石炭
鉱業というものが十分に国民生活に寄
与することができませんから、そうい
うことによつていけば一そう国民生活
に寄与するように持つていきたいとい
うのがこの法案の目的であります。

○伊藤(卯)委員 非常に抽象的だす
が、寄与するためにやると書いておら
れる。寄与してやられるのなら、何
も寄与するためと書く必要はない。
寄与してないから寄与するため
やるのだというところは三つ子でもわ
かつた話なんです。そういう考え方
自身もあまいんです。順次私は
お尋ねをしていきますが、私はこの法
案をもつてしては、政府の言うように
石炭鉱業は国民経済に寄与することは
できないと思ふ。政府のこの法案を
もつてやつたのは、国民生活に寄与
するような基礎的なものができないと
いうことを私は信じておる。その点に
ついて漸次申し上げていきますが、な
ぜ私がそういうことを言うかとい
うと、石炭鉱業の現在までの危機とい
うか、不安定を解決して経営の健全化を
確立するといふ具体的な方策は何ら条
文化されておられません。たとえば石炭
の年度別需要量を策定して、これを法
律で保証する点が全然考慮されてお
りません。それから需要と生産を調整す
る組織も機構も制度化されておられ
ません。たとえば、もしこれを健全なも
のとしておられるならば、すでに石炭
業者の中には御存じのように大手炭鉱
は石炭協会というものを作つておる。

それから中小炭鉱はそれぞれの地区に
組織を作つて、全国的な意味において
連合会を作つておる。この二つの組織
が自主的な統制方式をもつてこの危機
を乗り切ろうとして、すでに調整をは
かつておるじゃありませんか。なぜこ
れらを生産の一つの調整機関として法
人化して、そしてこの力をかりないの
か。さらにまた需要においても年度計
画を立て、この配炭というその操作
をやること、この組織機構というものを
法律的に明らかにして、需要と生産を
取り組ましてやつていくというところ
に石炭の危機も去り、安定化して、い
わゆる需要と生産の調整を完全にはか
り、そこから政府の目的とするところ
の基礎ができていくと思ふのであ
るが、その点についてどう思ふのか
えになつておられますか。

○石橋国務大臣 石炭の需要というも
のは、石炭だけではきまらなないのであ
りまして、全体の経済の活動によるの
であります。ですからこれと見合つ
て、それで年々の需要量をきめていく
という以外には方法がないと思いま
す。私どもは決して信念なしではない
のであります、その需要量を十分検
討しまして、それぞれそのときどきの
経済活動の状況に応じて、需要量
を算定をしていく。それに合はして生
産を調整していく。同時にたとえば重
油とか、あるいは外国炭の輸入とかい
うものについても、常に考慮を払つて
総合的に見ていく、こういうことで
やつていくのが、これはもう唯一の手
だらうと思ふ。その観点からこの法案
を出しておるのであります、この法
案によりまして、必ずその目的は到達
し得るものと確信いたします。それか

らな現在の石炭鉱業等をなぜ利用
しないか、これは石炭鉱業会そのもの
あるいは連合会そのものを利用するよ
うになつてはおりませんが、むしろ石
炭業者の十分なる協力を受けなければ
ならぬ。石炭消費者の協力も受けなけ
ればならぬ。あるいは労務者の協力も
得なければならぬ。その中でも石炭鉱
業会あるいは連合会等は、十分の發言
力を持ち得るものと私は信じておりま
す。

○伊藤(卯)委員 大臣はさきに石炭だ
けが何れも燃料じゃないと言われるが、
そんなことは三つ子でもわかつておる
話です。全体のエネルギーの計画の上
からやるのだとおっしゃるなら、総合
エネルギーの計画の上から、今度の法
案は石炭をどれだけ掘つて、どれだけ
需要さすという計画の上に立つてこれ
は出されてあります。総合燃料対策
の上から、水力は幾ら、あるいは火力
は幾ら、油は幾ら、石炭は幾ら、これ
だけを必ず五カ年計画の上に保障する
という上になつて、この法案は出され
てあります、それを一つお伺いして
おきます。

○石橋国務大臣 それはだれでも、
今のこの変動をする経済界において、
五年も十年も先までの需要を必ずこの
通りに実現すると言ひ切れるものはお
そらくないだらうと思ふ。しかし一応
われわれのめどは、ここに資料に出し
てありますように、今後の相当年数の
間の各種のエネルギーについては、総
合的の計画を立てておる。さらにこれ
はむしろなお審議会等ができてきて、
十分検討してもらわなければならませ
んが、そうしてこの長期の計画を立て
ると同時に、年々歳々そのときどきの

それから中小炭鉱はそれぞれの地区に
組織を作つて、全国的な意味において
連合会を作つておる。この二つの組織
が自主的な統制方式をもつてこの危機
を乗り切ろうとして、すでに調整をは
かつておるじゃありませんか。なぜこ
れらを生産の一つの調整機関として法
人化して、そしてこの力をかりないの
か。さらにまた需要においても年度計
画を立て、この配炭というその操作
をやること、この組織機構というものを
法律的に明らかにして、需要と生産を
取り組ましてやつていくというところ
に石炭の危機も去り、安定化して、い
わゆる需要と生産の調整を完全にはか
り、そこから政府の目的とするところ
の基礎ができていくと思ふのであ
るが、その点についてどう思ふのか
えになつておられますか。

○石橋国務大臣 それはだれでも、
今のこの変動をする経済界において、
五年も十年も先までの需要を必ずこの
通りに実現すると言ひ切れるものはお
そらくないだらうと思ふ。しかし一応
われわれのめどは、ここに資料に出し
てありますように、今後の相当年数の
間の各種のエネルギーについては、総
合的の計画を立てておる。さらにこれ
はむしろなお審議会等ができてきて、
十分検討してもらわなければならませ
んが、そうしてこの長期の計画を立て
ると同時に、年々歳々そのときどきの

それから中小炭鉱はそれぞれの地区に
組織を作つて、全国的な意味において
連合会を作つておる。この二つの組織
が自主的な統制方式をもつてこの危機
を乗り切ろうとして、すでに調整をは
かつておるじゃありませんか。なぜこ
れらを生産の一つの調整機関として法
人化して、そしてこの力をかりないの
か。さらにまた需要においても年度計
画を立て、この配炭というその操作
をやること、この組織機構というものを
法律的に明らかにして、需要と生産を
取り組ましてやつていくというところ
に石炭の危機も去り、安定化して、い
わゆる需要と生産の調整を完全にはか
り、そこから政府の目的とするところ
の基礎ができていくと思ふのであ
るが、その点についてどう思ふのか
えになつておられますか。

○石橋国務大臣 それはだれでも、
今のこの変動をする経済界において、
五年も十年も先までの需要を必ずこの
通りに実現すると言ひ切れるものはお
そらくないだらうと思ふ。しかし一応
われわれのめどは、ここに資料に出し
てありますように、今後の相当年数の
間の各種のエネルギーについては、総
合的の計画を立てておる。さらにこれ
はむしろなお審議会等ができてきて、
十分検討してもらわなければならませ
んが、そうしてこの長期の計画を立て
ると同時に、年々歳々そのときどきの

それから中小炭鉱はそれぞれの地区に
組織を作つて、全国的な意味において
連合会を作つておる。この二つの組織
が自主的な統制方式をもつてこの危機
を乗り切ろうとして、すでに調整をは
かつておるじゃありませんか。なぜこ
れらを生産の一つの調整機関として法
人化して、そしてこの力をかりないの
か。さらにまた需要においても年度計
画を立て、この配炭というその操作
をやること、この組織機構というものを
法律的に明らかにして、需要と生産を
取り組ましてやつていくというところ
に石炭の危機も去り、安定化して、い
わゆる需要と生産の調整を完全にはか
り、そこから政府の目的とするところ
の基礎ができていくと思ふのであ
るが、その点についてどう思ふのか
えになつておられますか。

のを一応びしつと定めておいて、あとはこれに見合う程度にやはりこの制限なり抑制なりをしていく、こういう建前に立たなければ、どんなに石橋さん、あなたが通産大臣として政治力があったとしたとしても、それはやれるものではありません。やはり法律の力が必要なんです。その点についてあ

なたはそういう法律は、まあこの法律は勅告程度で、聞かなくても痛くもないような法律であつて、これはおれ政治力であるからというように自信を持つておられるのかどうかしらませんが、まあ自信を持つていそうもありませんけれども、とにかく法律があつてもなくてもやれるとお考えになつてゐるのか、その点を一つ明らかにしていただきたい。

○石橋國務大臣 石炭の需要を興すといふことは、消極的な意味において、外国からの重油の輸入を減らすとか、あるいは外炭の輸入を減らすとかいう方法である程度消極的な意味においては日本の石炭の需要を興すといふことは可能と思ひます。しかしながら積極的に日本の生産を興して、そうして全体の燃料、エネルギーの消費をふやすといふことは、お話のように法律を作りまして、これは水のふちに馬を連れていくのはいけるかもしれないけれども、飲ますことはできないといふことになると思ひます。ですから、これは石炭だけに取つ組んだのではできないと思ひます。そうでなく、全体の経済政策の問題であると私は信ずるのであります。これは政治力があるとかないとか、無能とか有能とかいふことはおいて、とにかく今の日本のこういう現状をこのままにおけないといふことは、これは何人も認めるを得ないのであります。現在以上に国内の経済活動を萎縮させて、それで燃料の消費もお減るというようなことはやれないのでありますから、これはいわば一種の至上命令としてやらざるを得

ないことだと考えますので、これはだれがやってもやると思ひます。

○伊藤卯委員 全くこれは何となく、おれに腕押しみたいなもので、自信のない、出たとこ勝負で答弁をされてゐるのですから、全くたよりないとおびたしいです。私は、今そういう計画の上に立つてと大臣はおっしゃつていますが、これは大事な点ですから伺つていきますが、私が二回にわたつて要求をしてゐる資料がございまして、これは私が第一回に要求してから、もう一月以上になります。それからまたこの間もこの委員会等では求をしておきましたが、それは、エネルギーの増産と拡張の計画数字はこの前から発表されてありますが、しかしこの結果が日本のおもなる産業と家庭生活にどのように安んずる結果がでるか、その分析をした資料をお出し下さいと云つてゐる。それからさらに、どのエネルギーを拡張増産した方が今後のエネルギーが安くなるか、それらに必要な拡張資金はどのくらい要求すべきであるか、こういうことを私は求めておるのであります。そこで、これについては経済審議庁は、国家の産業経済の計画として、御存じのように膨大な機構を持つておる。だから、もちろん作られてあるであらうと思ひますが、しかし具体的なさういふまとめをしておられぬのである。その結果が、先日多賀谷君が質問をされたときに、数字の上についてしどろもどろとして、ついに委員会を継続することとができないという醜態を演じて、きょうその誤りを釈明しておられるというやうなことです。民主党鳩山内閣はと、さきに大臣はおっしゃつておら

れるが、鳩山内閣の六カ年の経済計画というか、これを発表されておる。このエネルギーは日本の産業経済、国民生活の原動力ともいふべきものであるから、鳩山内閣もさだめしうばなものをお作りになつておると思ひます。私が今資料要求とともに、求めておりますこの計画についてどのやうなものをお持ちになつておるのか、一つ具体的に――それは資料でよろしうございしますが、一応の、あるのならある、ないのならないと言つて手をあげるかどうか、その辺を明らかにして下さい。

○齋藤(正)政府委員 御要求の内容に完全に適合するといふほどではございませんが、現在われわれのところまで得る限りのものは資料にいたしましたので、すでに御提出してあるはずでござい

○伊藤卯委員 私の言つた資料が出ておりますか。私がさきに言つたやうな日本の産業経済、国民生活に寄与するといふ考えに基いた具体的な資料が出ておりますか。これは具体的にまだなつておりません。見取図みたいなものがちよつと書いてあるだけであつて、こんなものは総合エネルギーの計画を確立していくその基礎的な權威ある資料になつておりません。だからその点は、私があとでまたいづれ法案の内容にわたつて審議をしていくときに要求いたしますから、あらかじめ一つそのつもりで準備をしておいて下さい。

にいたしますが、何といつてもこれはやはり油に押されてくる、あるいは五年も後になれば、原子力の平和利用といふやうなものにも押されてくることはわれわれも一応考へておかなければならぬと思ひます。そうすれば石炭をただ燃料としていたしまつたといふだけでなくして、当然として十分準備と用意をして、石炭を原料として新しい利用増を拡大していくべきであると私は思ふ。そういう点から、先ほど齋藤石炭局長から常磐地方といふか、その簡単な点を御発表になりましたが、その程度では私は新しい利用増の点にはならぬと思ひます。そういうことで、この低品位炭の完全ガス化といふか、あるいは火力発電といふか、こういうものについては国家が資金を出しさえすれば、相当これは効力があることとがすでに明らかになつておるのではありません。たとえばガス化の問題につきましても、日本は文明国と言つておりますが、しかしながら家庭のガスの消費量から申しますと、欧州各国は一番少いところでも五、六〇％使つてゐる。日本の場合はまだ二三％くらいしかガスを使つておりません。そこで日本瓦斯協会などで相当研究をいたしまして、低品位炭の完全ガス化の十カ年計画などというものも作つて発表してゐるやうであります。それなどを見ますと、今までのガス化は外国からの高い原料炭を輸入してコースをとるためにガス化をやつてゐたやうであります。が、低品位炭の完全ガス化は輸入の原料炭を使わぬ、いわゆる外貨を使わぬで日本の低品位炭によつて完全ガス化が行われる。この十カ年計画で日本の石炭を四百四十三万トン消費し得

るといふことを明らかに発表してゐるのでございします。ただこれを実施するのに多額の資金が要するといふことが一つの問題点であると思ひます。けれども、一応ドイツでもやつてゐる。それから日本の瓦斯協会などもさういふものを発表してゐる。政府は石炭安定策の一つとして今後低品位炭を原料として使つていくといふことを十分考へになつてゐるかどうか、これは将来に對しても非常に重大なる問題であると思ひますから、一つお伺ひしておきます。

それから本日多賀谷君が質問されて、電力会社との問題、同貯炭問題について論議になつておりましたが、九電力会社の火力用石炭消費の実績を見ますと、水の出方が過去三年間は非常に多かつたといふところから、予定の需要量が非常に少く済んでゐるということになつてゐるのです。たとえば昭和二十七年は石炭が五十四万トン要らなくなつた、二十八年には百万トン要らなくなつた、二十九年には二百五十四万トン要らなくなつてきたといふやうに、つまり水の出方によつてせつかく炭は當てにしておいた石炭が電力会社の方に買つてもらへないといふ結果になる。こういう点も炭鉱の大きな悩み、苦しい原因の一つになつておることは申すまでもありません。さういふ点から、電力会社は渾水の準備積立金が三年間のうちに百五十億円でござい、これは非常に政治上重大な問題として考へるべきものじゃないかと私は思ふのです。炭鉱の方は火力発電にこれだけ買つてもらへると思つて掘り出した、ところが雨がよけい降つたために水が非常に多かつたから、今申し上げ

づけるように石炭が要らなくなった、そのうする電力会社は百五十億円からの湯水準備金を持つておる、その反面炭鉱は貯炭の山をなして非常に苦しんでおる——この電力会社というのはいわば軽い意味において国家が管理というほどではないが、相当監視をしてやつておることは申すまでもない。そうすればこの現状において政府は何らの手を打たないでこれを見のがしておるといふことは、何といつても無策だといわざるを得ない。そういう点から私はやはり電力会社が火力用としての一定の貯炭量というか、たとえば三百万トンくらいは湯水の準備貯炭というか、電力会社用としてこれを貯炭しておく、あるいはこのために炭鉱が苦しんでおるものに対しては貯炭融資をする、あるいは湯水準備貯炭として政府が手持ちの非常用貯炭としてこういうものを持つておるといふことは、電力会社が今申し上げたように三年間に百五十億円からの準備金がたまってきておるのですから、こういう点等には私は政府がやはりそういう措置を当然としてしかるべきであると思うのであるが、何らの手も打たれてないが、こういう点に対してはどういう理由があつたのか。今後それらの点をどうしようとするのかという点について、一つ具体的にお話を願いたいと思う。

○石橋國務大臣　こまかいことはなお政府委員から申させますが、ガスについては、私もぜひガスの普及をはかりたい。ただ今の石炭の完全ガス化ということは、先ほど政府委員が言いましたように、まだ技術的に若干問題があるように感じますから、それはともかくとして、ガス事業を大いに普及して、少くとも都市においてはガスが大いに使われて、現在の薪炭等にかわるようにしたいということは、私も念願でありますから、これに対しては十分できるだけ政府資金等もあるいは融資等の方法によってガス普及の方策は講ずるつもりであります。

それからこれは技術者でありませんからよくわかりませんが、今までの日本の電気は大體いわゆるダム式で火力との関係がむずかしく、つまり豊水になれば石炭が要らないというようになつておるのでありますが、だんだんこれからダム式の水力になりますと、むしろ水力の方が調整作用をして、近ごろ問題になつておりますように、火力を常備的にたいいていくということも技術的に可能になつて参りますから、そういう点をも十分指導してコンスタントに貯炭が常備されるようにぜひやりたいと考えております。

それから準備金の問題は技術的に許すならば、準備金を石炭に持つていくということも一方法でありまして、果してこういうことが技術的に許されるかどうかという問題があると思ひます。

○齋藤(正)政府委員　電力用炭の問題につきまして、大臣の答弁に補足してちょっと申し上げておきます。政府は何らやっていないということではないのであります。現在上期の今までの経過におきまして、豊水のために相当引き取りが減つておりますので、電力会社の従来の計画に比しまして、最低限度の引き取りの義務量のようなものをきめまして、その程度までは消費の有無にかかわらず引き取つてもらうように電力会社に指示をいたしまして、電力会社もその線は了承しております。現在御承知のように電力会社は百三十万トン程度の貯炭を持つておるものであります。これは現在の時期としては、むしろ非常に異例の貯炭でございます。大體貯炭能力が百五十万トン程度でございますので、電力会社としては技術的に積み得る限度に近いところまで買つておる誠意はあるわけでございます。なお引き取りのできませんものにつきましては、電力会社の方から個々の会社に申し入れをいたしまして、もし必要ならば山元貯炭というところにして、その資金のめんどろも見たいという申し入れもいたしておるようなわけでございます。ただ今申しましたように、電力会社の貯炭場のスペースの関係から、十分引き取りができないという面の制約と、それから御承知のように、今お話がありましたように、昨午あるいは一昨午の湯水準備金まで積むということは、物理的な貯炭場のスペースの問題とは別に、石炭の貯蔵期間の問題から困難でございます。それで技術的に今のところ可能な限度におきましては、消費量にかかわらず引き取りを促進する、あるいは代金支払いを促進するような措置を講じておる次第であります。

○伊藤(卯)委員　今大臣のおっしゃったことも、齋藤局長のおっしゃったことも、それはしろうとをこまかしておるという程度にすぎません。というのは、たとえば国鉄にしても、電力会社にしても、それぞれ今苦しいれば買つておこうとか何とか、いろいろ手を打たれて、それで解決したかのごとくおつしやつたけれども、それはそんなことはありません。たとえば国鉄においても契約しておるところの炭鉱から、その契約期限内における数量を幾らか早目にとつてやろう、しかし総数量においてはやはりないぞというのです。これは電力会社も同じです。それは貯炭がよけいできたからといって、何もその契約外に買つてやろうというのではない。それでは何も貯炭の解決をしたことにはなりません。だからそういう点でさつきお尋ねしたのは、政府が貯炭融資というか、政府が非常用のために三百万トンなり四百万トンの準備貯炭をして置く。たとえば天災地変なり経済界の変動のための用意と準備をするということは、こういう法律を作つてやる以上は、当然そこまで手を尽しておくべきであるということをお聞かしておるのです。需要と生産の上において、経済界の変動、天災地変が起つた場合における非常用貯炭に對して、政府は責任を持つてやつておられるか。それをやつておらないと、この法律を作つても、何も炭鉱の危機を助ける条件の一つになりません。そういう点において大臣はどのように考へておられるか伺いたい。

私は二、三十点についてお伺いしたいのですが、時間が許しませんから、あと二、三点にしておきます。政府は炭価が高いから四百億円の国家資金を導入して、縦坑六十八本ですか、これを掘つて、高効率、低コストにするというのが大體目的のようです。そこでこの膨大な借入金を出して縦坑を掘つても、私企業によつてはとうてい政府が希望するように炭価が下り得ないということを経営者自身も言つておる。たとえば縦坑を掘るならば縦坑を百パーセントに動かして石炭をどんどん掘り出させてくれるなら、ある程度値下げができるが、しかし今のようなことでは、縦坑を掘つても、その能力の半分あるいは六割程度でやられていたのでは、こういう資金を投入してもとうてい政府の希望するように炭価は下げられないというのがこの数字で現われてるじゃありませんか。これは石炭局長あなたは御承知でしょう。そういう事情が一つ。それからいかに今炭鉱全体が赤字であるかというところは、石橋大臣も十分御存じと思いますが、三菱は御存じのように三井、三菱と並んでの大鉱業家である。その三菱が赤字経営の結果、会社の最高幹部が全部責任をとつて総退陣をしてしまつておるのを御承知でしょう。それから炭鉱が今どういふ窮状にあるかを私はここで發表いたしますが、炭鉱は現在九百億円以上の借金がござります。それから炭鉱全体を平均して、トン当たり大體四百円の赤字であるというところは、これは間違ひございせん。そういう点から年間大體百四、五十億円の赤字になるであろうことも石炭局長も石橋大臣も御存じだと私は思ふ。さらに炭鉱の関連産業への未払いが大體二百億圓くらいあります。炭鉱が支払いをしてくれないために、関連産業が破産、倒産しておることは炭鉱地区に多くあることを御存じでしょう。さらにまた、もちろんこれは政府の無計画なデフレ金融引き締めによる点も非常に多いのですけれども、さらに労働者も御存じのようにほとんど賃金値上げはストップされてしまつておるといふ現状であ

る。そういう現状において、炭鉱労働者への未払い賃金——労働者は働いた賃金をもたない生活はできません。何をもちて労働者が生活しますか。その未払い賃金が七億から八億円あるではございませんか。これは御存じでしょう。こういうようにして炭鉱が破産、倒産して、非常な悲惨の状況になつておることは、斎藤局長もおそらく自分のことのように胸を痛くしておられると思いますし、大臣もそういう点でいろいろ苦労しておられる点も私にはわからぬではありません。ところが、おとしと去年とこの一年半くらいの間に、御存じのように八万人からの失業者が出ております。そのうちに、大體われわれの計算では、臨時の鉱害復旧という河川修理というか、何かそういう臨時のなかに就職し得ておるものは大體二割くらいしかありません。こういうような悲惨な現状である。こういうところからこの四百億円の資金を投入して、炭坑六十八本を掘つて、私がさつきから質問しておるように、需要の保障はしてない、生産においてもはつきりした計画の上に立つてやらない、そういうなすことを知らずというふうなことで、一体この苦しい現状に四百億投入して、政府の意図するような五年の後に二割、三割石炭を下げられ得るという自信の根拠は、どういふ点から割り出されておるかを明らかに承わつておきたいと思ひます。

人当りの出炭量がふえるにかかわらず、従業者がやはりそこに大ぜいおるといふようなことでは、これは希望通りにいきませんが、その点の解決をいたします。同時に需要の方は先ほどから質問応答がありましたように、需要の増加ということは法律でいかにともするとはできないのでありますから、法律の上からいへばいたし方がない、こういうことになりませんが、これは全体の経済政策の上で、需要の問題は解決する、かようにして参りますれば、私は今の炭鉱の非常な窮境というものはこの法案によつて解決できるものと考へる。これは窮境を打開するだけの法案ではございませんが、窮境も同時にこれによつて解決ができる、これ以外に当面その方策はない、かように考へます。

○伊藤(卯)委員 今のこの具体的な内容等についても何らかの答弁は説明がされてない。今私が聞きしたような点は、やはり国家資金を投入してこの成果が上がるか上らないかということについては私は非常に重大な問題であると思ふ。さつき私のお尋ねしたような問題は、具体的に解決をこの法律でやるのであるということ、自信を持つておやりになるのではありませんか、この法案は意味がありません。今私が順次数字的に申し上げた、それから需要を高めていかなければならぬという問題について、私も申し上げた、そういうことが具体的に法律で解決するという自信を持つておられないじゃありませんか。だからそういう点から、私はこの内容の程度の法律であるならば、炭鉱を救うことにも、値下げをすることにも意味がないと言つておる。これはいづれ

順次時間を追つて質問をしていきますから、それらについて一つ明確に答弁のできるように十分勉強しておいて下さい。

それからさらにお尋ねをいたしますが、政府は石炭炭価が高い高いといつてもよく言つておられる。だから合理化をして値下げをするのだと言つておられるが、高いという根拠を一体どこに持つておられるのか。この高い根拠を一つ聞かして下さい。それだけでどうもあまりあなたをいじめ過ぎるようになるから、具体的に私が少し言います。政府の今の考え方であると、炭鉱のみに石炭炭価の高い責任があるように言われておる。たとえば非効率のためにコストが高いというか、あるいは経営者の経営がまずいというか、あるいは労働者が賃上げというか、何かストライキをやつておるから、こういうような点にすぐ責任を持つていこうとしておられる。この間自由党の神田君がここで質問しておるときにも、何かそういう点を盛んに質問しておられたやうである。そういうような考え方、私は政府にあるように思ひます。私はこの見地から今度のようなこの合理化を提出したのではないかと、気がする。炭価の高い原因は、生産費を構成しておる諸要素というか、御存じのように、生産をするためにいろいろの経費がかかります。たとえば鉄道の運賃あるいは電力、金利またその他いろいろありますけれども、この輸送賃と、電力と、金利は政府が行政措置上値下げをすることができるとです。これはいわば政府機関みたいなものですから……ところがこれらについては全然これを高いから値下げをする——石

炭炭価を下げるためには生産費を構成してゐるものもろの経費が高い、政府の行政機関上やれるものについては、当然政府もこれを年度計画を立てて、一割あるいは二割というように漸次これを下げていく、こういうことを私は並行して御発表になることが、またおやりになることが当然な処置だと思ひますが、これらについて何らそういうお考えもないやうであるし、またやろうとしてもおられない。発表もしてありません。御存じのように電力のごときは、昨年の夏より本年のこの夏は逆に二割でしか相当電力料金を引き上げてゐるじゃありませんか。それから新しい国鉄総裁は、国鉄が赤字だから今度運賃をさらに値上げしようということを言つてゐるじゃありませんか。金利を下げましたか。こういうものについては一つも手を触れないで、そして炭価が高い高いといつて、これを経営者と労働者だけに負わして、これをどういふ行き方が片手落ちと思ひませんか。法律というものは公平なる見地に立つて作られるべきだと思ふ。こういう点について一体どのようにお考えになつてゐるか。この点はきつめて大事な点です。私から、私は大臣から具体的に伺つておきたい。政府はこの法律によつて炭価が高ければこれを下げるとか、あるいは安ければ生産制限をするとかいふことを言つてゐる。そして標準炭価を定めるといふやうなことも言つておられる。一体高いとか安いとかいふのは何と比較してそう言われるのですか。いかなる物価と比較して高いと言われのか、この点を私は伺ひたい。そして標準という点から定めやろうもの、をどういふ点から定めやろう

としておられるのか。これも非常に大事な点ですから、必ず実行するという信念を伺ひたい。さらに生産費を構成してゐるものもろの要素を今後絶対上げない、電力も上げぬ、国鉄のそういう輸送賃も上げぬといふことの責任を大臣はお持ちになり得るかどうか、これをはつきり伺つておきたい。

それから何か日本の石炭は外国の石炭と比較して高いやうなことを言われおつたやうな気がしたのでありますが、一体日本の石炭がどの石炭と比較して高いのか。アメリカと比較しては高いやうだが、イギリスと比べると、日本は少し安い。欧州各国ははるかに高い。こういうやうに何れも日本の炭価のみが高いのではないので、外国の石炭は高いのだ、そして御存じのように生産費を構成してゐる諸物価は高いのだ。こういう点等も何ら考慮されてないもので、一つはつきりした点をお聞かせ願つておきたい。

○石橋國務大臣 鉄道については御承知のように国鉄が赤字である。三億ほど運賃の値上げは押えてゐる。電力についても、国鉄とは要素が違ひますけれども、とにかく電力も押えてゐることは御存じの通り。でありますからこの上運賃や電力料の上ることはむしろ私は希望しませんが、極力これを押えていくつもりではあります。しかし石炭には石炭の事情がありまして、これは価格のやうな問題をやつておりますと堂々めぐりになつてしまふ。ですから石炭のコストが下るといふことはぜひともやつていかなければならぬ。

それから石炭が高いのは何と比較し

て高いかというお話であります。数字は政府委員から言いますが、たとえば一般物価と比較して高い。今運賃の問題がありました。運賃の値上りと石炭の値上りととはどっちが高いか安いか、こういう問題であります。いま一つは外国輸入炭あるいは重油等を国内へ持ってきた国内価格との比較、それから今伊藤君の言われた英国なら英国、アメリカならアメリカにおける石炭と日本の石炭とどっちが高いか安いか、こういう問題、大体三つあると思ひますが、その数字については通産省当局としても調べたものがありますから、これは必要があれば政府委員から申し上げます。

○齋藤(正)政府委員 重油なり輸入炭なりとの価格の比較につきましては、別に資料をお配りしてございますが、その中に掲記してございます。それでおわかりのように現在重油に比べてはなお相当高い、従ひましてこれが重油をこのように進出を許した大きな原因になったという事は言えるわけでございます。それから物価の倍率から申しますと、これは一時に比べまして非常に差が縮まってきた。しかしまだ消費市場におきましても若干高い。それから運賃を除きました山元価格で比較いたしますと、一般物価の倍率に比べてなお相当に高くなっている。それから外国の値段とのお話でございますが、アメリカはちよつと日本とはけんかになりませんのでこれは除外いたして考えましても、イギリスはもちろんのことだといふ日本よりも安い。まずわれわれの目標といたしましては、せめて西ドイツ程度まで下げたいという考へ方があります。鉄鋼用のコークス用

炭を例に取りまして比べますと、日本が十七ドル程度でありますのに對して西ドイツは十三ドル程度、従つてわれわれとしてはこの辺まで持つていきますれば重工業の今後の一層の発達によりまして石炭の需要もなお非常に拡張するといふように考へております。

○伊藤(卯)委員 あともう二点だけありますが、時間の關係もありまして一緒に御答弁を願ひます。政府が合理化をやるために設備の近代化というか、先ほどからお尋ねしているように、大手の方からお尋ねしているように、しほ聞かされております。そこで中小のみが石炭が高いとは言へぬことは御存じの通りである。そこで設備の近代化という上に出て、そうして縦坑もやるが、あるいはその他のところもいわゆる設備の近代化をやつて、これによつて高効率、低コストというものを極力はかつていく。やはり日本の産業、国民生活、そして世界の市場に戦ひ勝つためには、私どもも当然これはやらなければならぬことであると思ふ。そこで縦坑以外のいわゆる中小その他の設備の近代化というものについて、どのくらいの設備資金を一応見込んでおられるかというのを伺つておきたい。それから高効率、低コストをやろうとするためには、設備の近代化とともに、鉱業法を改正して、鉱区の整理統合をやるべきだ。これは長年の懸案になつていたのであります。それをやらなければならぬといふことはずいぶん昔からの話なのです。それを今度の合理化法をお出しになるときに、いの一番に取り上げなければならぬはずである。これによつて、鉱業法改正で鉱区の整

理統合をするといふことをなせ入れられなかつたのか、どういふいきさつがあつたのか、この点を伺つておきたい。この法案は、先ほどから私がお尋ねしておるうちに、結論として炭鉱側とその労働者のみにその犠牲を負わしめてしまふようになるのである。そこでこの法は、罰則法といふことより、いわば協力法ともいふべき性格を持つておると私は思ふ。経営者と労働組合側がどれだけこれを理解し、熱意をもつて協力をしてくるか、この点に求めなければならぬ。これが法律じゃなからうかと私は思つてゐる。この性格の考へ方について大臣はどのようにお考へになつておるか。経営者がそつぽるを向くであらうと、労働組合が反対であらうと、この法をとにかく思い切つてやるんだ、それで必ず成功させてみせるんだという自信をお持ちになつておるかどうか。私はおそらく自信がなからうと信じております。しからばやはりこの法がもし法律となるならば、経営者と労働組合があつて協力してこれなければ、法の目的を達成することはできない。そこでこの法律をお作りになるときに、経営者側と労働組合側と十分懇談をし、意見も聞きながら法案をお作りになる方がよいといつて、私はしばしば苦言を呈したことがある。ところが何かはれものになるようにして、そういうところは手を尽されてありません。だから経営者の中でも半分は賛成、半分は反対、いや、賛成の方も、今の政府案程度じゃだめだ、かりにいふ通ずとしても、根本的に修正しなければだめだ。中には反対だ、労働組合は反対だ。一体協力法で受け

て立つ方の側がそういうような情勢で、この法案を通して成果を上げる自信がございませうか。幾ら石橋通産大臣が心臓が強くとも、何とかかんとか手練手管で言いくるめようとしても、これはできぬと思ふがどうですか。

○石橋通産大臣 前半の問題は政府委員から答えてもらいます。あとの協力法といふ言葉は、なかなかおもしろいけれども、確かにそのように思ふ。いかなる法律でも国民、ことにその法律に直接關係をする人々の協力なしに、うまく実行ができるものとは思ひませんが、とにかくやうな経済法においてはその点は確かに強くわれわれも考へております。経営者とも労働組合の方とも相当の接觸をいたしますが、経営者の方は大体よく最近の傾向は、つい昨日も参りました。が、せひともこの通過を希望してあります。(根本的に修正してという条件です)と呼ぶ者あり)さうなことは私に申しておられます。労働組合の方にはだいたい反対がある。これはいろいろな誤解があると私は思ひますが、これは第一伊藤君に賛成をしてもらえば、その方は安心だと考へております。妙な回り合せで、前に石炭が非常に足りない戦争直後、私は大蔵大臣としてやはり石炭の問題で苦しんだ。そのときには石炭が足りないで苦しんだ。今度は当面の問題としては石炭が余つて困つておる。事情は違ひますが、前の石炭の足りないときには伊藤君に大いに御協力を願ひまして幸いに切り抜けられた。どうか今回の場合においても伊藤君が先達になつて御協力を下されば、これは必ず全国の炭鉱労働者はこ

ぞつて賛成してくれると思ひます。どうぞお願いいたします。

○齋藤(正)政府委員 縦坑以外の合理化工事などの程度の資金を使つておるかといふことでございしますが、これはお配りした資料の中にございしますが、これに、本年度の予定では縦坑として四十億程度でございしますが、一般合理化工事に五十七億程度のものを予定する。坑道の切りかえであるとか、機械化工事でありまして、あるいは切羽の修理でありますとか、そういった方面に使いたいといふふうに考へております。

○田中委員長 本案に対する総括質疑は一応これをもって終了いたします。残余の質疑は後日行ふことといたします。

次会は来たる七月六日午前十時より會議を開きます。本日はこれをもって散會いたします。

午後一時四十六分散會

〔參照〕
過度経済力集中排除法等を廢止する法律案(内閣提出)(參議院送付)に関する報告書
地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月七日印刷

昭和三十年七月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局